

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（1世帯10万円）

住民税非課税世帯等（確認書の返送が必要です）

基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※ 生活保護世帯や、条例により減免されている世帯を含む。（収入認定はされません）

住民税非課税世帯には、支給案内チラシと確認書が1月末から順次送付されるので返送してください。

家計急変世帯（申請が必要です） 申請期限 9月30日

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯中の住民税課税者全員のそれぞれの収入見込額が、非課税となる水準以下（令和3年1月以降、申請日の属する月までの任意の1か月収入×12倍、または所得見込額が、市民税均等割非課税水準以下）である世帯。任意の1ヶ月は世帯員が同じ月でなくてもよい。

○非課税の基準は、世帯の状況によって違い、障害、寡婦、ひとり親、扶養親族の人数等個別に判断されるので、市へ問い合わせを。

○収入額が確認できる書類（給与明細等）のほか、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート、マイナンバーカード等のいずれかの写し）、振込先口座の確認書類が必要です。申請書をご確認ください。

○家計急変世帯の場合 申請が必要です。コールセンターに電話で申し込みを（コールセンターは1月下旬から設置）

YJKビル（河原町御池西南角）に受付窓口（対面）設置。各区役所にも専用ブースが設置されます。

※ 住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外です

（親が別に住んでいる子どもを扶養家族にしている場合など）

DV被害で逃げている方、ホームレス、基準日（令和3年12月10日）において住民基本台帳に記録されている外国人も、給付対象者となります。

コールセンターTEL(0120-510-068) 9時~19時(土日祝は18時)

日本共産党議員団は、コロナ禍でお困りのすべての人への支援・事業者への支援を求めています